

訪問介護回数超過 届出手順

① 訪問介護（生活援助中心型）利用回数超過



要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
27回	34回	43回	38回	31回

② 各地域包括支援センターへ相談

サービス内容変更の提案（利用回数変更、代替サービスの利用等）

修正可能

ケアプランの修正

修正が難しい場合

本庄市へ届出

- (1) 届出書類の提出
- (2) 地域ケア会議等への出席

- ①訪問介護（生活援助中心型）利用回数の超過に関する届出書
- ②基本情報
- ③アセスメント表
- ④ケアプラン第1表～第7表

サービス利用継続